

# 色材に関するレギュレーション講座 (第12講)

J. Jpn. Soc. Colour Mater., 90 [9], 343-346 (2017)

## EU REACH規則について

奈良志ほり\*†

\* (一財) 化学物質評価研究機構安全性評価技術研究所 東京都文京区後楽1-4-25 (〒112-0004)

† Corresponding Author, E-mail: nara-shihori@ceri.jp

(2017年6月28日受付, 2017年7月13日受理)

### 要 旨

EUでは、有害な化学物質から人の健康および環境を保護すると同時に、化学物質のEU市場内での自由な移動を促進し、EUの化学産業の国際競争力と技術革新力を強化することを目的に、2007年にREACH規則が施行された。

REACH規則は、登録、評価、認可および制限の四つの手続きにより構成されており、単一物質そのものあるいは混合物中の物質を製造輸入するEU域内の事業者が、一定の条件を満たす既存物質、新規物質のすべてを対象に、登録、認可候補物質の情報提供や届出等を要求されている。

2018年5月末の既存物質のREACH登録期限まで1年を切った今、改めてREACH規則の概要をおさらいして紹介する。

キーワード：REACH, 登録, 評価, SVHC, 認可, 制限, SDS

### 1. はじめに

REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規則は2006年12月に採択、2007年6月に発効されたEUにおける化学品政策の要となっている法律である。EUではこのREACH規則の施行に際して欧州化学品庁 (European Chemicals Agency; ECHA) を設立した。REACH規則の施行によって有害な化学物質から人の健康および環境を保護することと同時に、化学物質のEU市場内での自由な移動を促進し、EUの化学産業の国際競争力と技術革新力を強化することが目的とされている。

### 2. REACH 規則概要

REACHは、「登録 (Registration)」、「評価 (Evaluation)」、「認可 (Authorisation)」および「制限 (Restriction)」の四つの手続きにより構成されている (図-1)。一定の条件を満たす既存物質、新規物質のすべてを対象に、登録、認可候補物質の情報提供や届出等がEU域内の事業者に要求されている。

### 3. REACH 規則で求められていること

#### (1) 登録

##### ①登録対象物質

REACHに対応して登録が必要な物質として、「化学物質

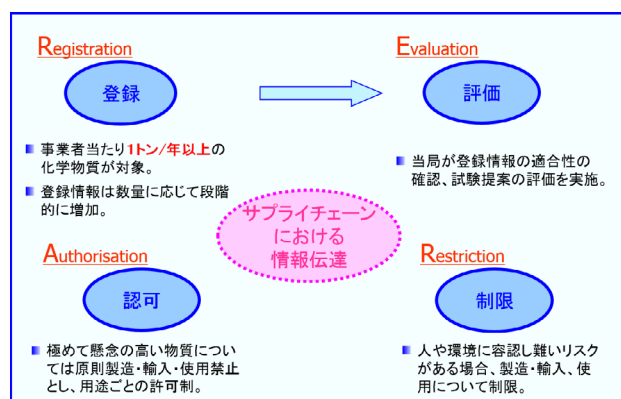


図-1 REACHの構成

(Substance)」、「混合物 (Mixture)」、「成形品 (Article)」、「ポリマー」および「中間体」の五つがある。「化学物質」は1事業者当たり1トン/年以上製造または輸入している者が登録を行う。「混合物」については、混合物そのものでなく、混合物を構成する「化学物質」が登録の対象となりうる。「成形品」については、成形品中に放出が意図される化学物質が年間1トンを超えて含有されている場合には、その用途で登録されていない限り、その化学物質の登録が必要になる。また、ポリマーの登録については、ポリマーそのものの登録を行うのではなく、その構成モノマーの登録を実施することになる。ここで登録が必要なモノマーは、ポリマー中に2重量%以上含有されており、かつ年間の製造輸入量が1トン以上の物質である。また、中間体については、単離されない中間体についての登録は不要であるが、サイト内単離中間体および輸送をとまなう単離中間体については、簡略化された登録が必要である。

#### ②登録者

登録対象物質の登録を行う責務を負うのは、EU域内の当該



【氏名】 なら しほり  
 【現職】 (一財) 化学物質評価研究機構安全性評価技術研究所研究第二部研究第三課 副長  
 【趣味】 キャッチボール  
 【経歴】 (一財) 化学物質評価研究機構に入構後、化学物質の有害性評価、リスク評価に関する業務に従事。2014年4月丸善出版より出版された「化学品の安全管理と情報伝達 SDSとGHSがわかる本」の一部執筆を担当。